

市長への提案 受付実績 提案・回答

令和4年10月から令和4年12月までに皆様からいただいた提案等は22件でした。

令和4年10月～令和4年12月受付分

区分	件数
福祉関係	0件
教育文化	0件
防災関係	0件
都市基盤	2件
職員・窓口	1件
環境衛生	5件
観光産業	0件
その他	14件
合計	22件

皆様からお寄せいただきました提案（匿名により回答していないものも含む）のうち、令和4年10月から12月までに文書で回答した案件を、個人情報の取扱いに十分留意した上でお知らせします。

ただし、企業等の営業活動、お礼や私的なもの、誹謗中傷、個人が特定できるものなど、公開することが適当でないと判断したものは除いています。

寄せられた皆様からの提案は、市長が目を通し、竹原市のより良いまちづくりに役立たせるようにしてまいります。

○都市基盤

標題	喫煙について①
提案の趣旨	<p>受動喫煙防止の観点から次のことをお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 中央公園をはじめとした都市公園で喫煙している人がいるため、禁煙または分煙にしてほしい。 2 受動喫煙に関する条例を市で制定することを検討してほしい。
回答	<p>1 公園内における喫煙について</p> <p>中央公園等の都市公園については、「竹原市都市公園設置及び管理条例」に基づき、管理を行っており、その中でたばこ等の火気を使用することについては本市の許可が必要な制限行為となっています。</p> <p>現在、市内の公園には公園内禁止事項として火気使用禁止等の看板を設置し、利用者に対して公園の安全な利用について周知徹底を図っていますが、公園内の禁煙については、新たな看板の設置等の対策を行い、さらなる周知徹底に努めます。</p> <p>今後とも、市民の皆様は、安心してご利用いただける公園等の整備、維持管理に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。</p>

	<p>2 受動喫煙防止について</p> <p>広島県においては、受動喫煙防止対策について、「広島県がん対策推進条例」を制定し、喫煙者と喫煙しない人が互いに心地よく施設等を利用できる環境整備に取り組む機運を醸成する観点から、平成28年4月から、公共施設等では、禁煙や分煙の義務化、飲食店等では喫煙や分煙等の状況の表示の義務化が開始され、また、喫煙者は、遊具のある公園や、学校及びその周辺で喫煙しないことが努力義務として定められています。</p> <p>本市においては、広島県の条例に基づいて、市役所庁舎や市民館などの公共施設等での禁煙・分煙を実施しており、ふくし健康まつりや広報等での周知や妊娠届出時の妊婦とその家族に対するリーフレットの配付、公共施設でのポスターの掲示など市民への周知・啓発にも引き続き取り組んでまいります。</p>
担当課	都市整備課，健康福祉課

標題	喫煙について②
提案の趣旨	<p>受動喫煙防止の観点から次のことを質問したい。</p> <p>1 中央公園内に設置されている灰皿について 広場内に、何年も前から灰皿が設置されている。市で公園を管理していないのか。</p> <p>2 ピースリーホーム・バンブー総合公園内に設置されている灰皿及び看板について 公園内の遊具のある場所に灰皿がある。竹の蓋で使えないようにしたと思われるが、蓋を外して煙草を捨てている形跡がある。 また、喫煙とは別だが、手洗い場の横にある看板が色褪せており、何を記載しているかわからない。どのように管理しているのか。</p> <p>3 都市公園における禁煙・分煙対策について 具体的な対策を説明してほしい。</p> <p>4 受動喫煙防止について 公共施設での分煙対策を実施しているとのことだが、いつから、どのような目標を立てて実施しているのか、具体的に教えてほしい。</p>
回答	<p>1 中央公園内に設置されている灰皿について 中央公園等の都市公園については、「竹原市都市公園設置及び管理条例」に基づき管理を行っており、その中で煙草等の火気を使用することは、本市の許可が必要な制限行為であり、公園内での喫煙はできないこととなっています。 そのため、ご指摘の中央公園内に設置してある灰皿については、現在撤去しています。</p> <p>2 ピースリーホーム・バンブー総合公園内に設置されている灰皿及び看板について ピースリーホーム・バンブー総合公園の子ども広場での灰皿への竹蓋設置と水飲み場横の看板について、現地を確認い</p>

	<p>たしました。</p> <p>ご指摘のとおり，喫煙している形跡があり，また水飲み場横の看板についても機能を有していないことから，撤去していきたいと考えております。</p> <p>3 都市公園における禁煙・分煙対策について</p> <p>市内全域の都市公園（ピースリーホーム・バンブー総合公園を含む）については，現在設置している注意看板では禁煙である旨が分かりにくいいため，分かりやすいイラスト表示へ変更するほか，中央公園については，竹原高校側入口からの公園利用者が確実に視認できる箇所へ新たな注意喚起を表示するとともに，公園を利用する団体へ禁煙の徹底を周知していきたいと考えております。</p> <p>今後とも，市民の皆様が安心して利用いただける公園等の整備，維持管理に努めてまいりますので，御理解と御協力をお願いいたします。</p> <p>4 受動喫煙防止について</p> <p>受動喫煙防止については，健康増進法により，学校・児童福祉施設・病院・診療所・行政機関の庁舎等は敷地内禁煙施設とし，事務所・工場・ホテル・旅館・飲食店・鉄道等は屋内禁煙とされています。</p> <p>よって，本市においても庁舎，市民館，忠海支所，保健センター，地域交流センター，保育所・認定こども園，小中学校において敷地内禁煙の対策をしています。</p> <p>また，公共施設以外の場所（屋外や家庭等）については，健康増進法により，喫煙をする際に，望まない受動喫煙を生じさせることがないように周囲の状況に配慮しなければならないとされております。</p> <p>本市における受動喫煙防止や禁煙対策に関する取組につきましては，平成 22 年度から，5 月 31 日の世界禁煙デーの時期に，街頭でのチラシ配布などの啓発活動（現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為休止中）や，広報紙での周知，市庁舎でのポスターの掲示やリーフレットの配布をしています。また，ふくし健康まつりでは，ポスター掲示，リーフレット配布による啓発のほか，一酸化炭素濃度測定体験（現在は新型コロナウイルス感染症拡大防止の為休止）や禁煙相談を実施しています。</p> <p>市民の皆様が心地よく利用できるまちとなるように，引き続き周知・啓発に取り組んでまいります。</p>
担当課	都市整備課，健康福祉課

○環境衛生

標題	大久野島のうさぎ達について
提案の趣旨	<p>1 大久野島に生息するうさぎの治療や管理をしてほしい。</p> <p>2 注意喚起のポスターを見やすいようにして，うさぎ達への人災が減るよう努めてほしい。</p>
回答	<p>大久野島では，うさぎとの触れ合いを目的とした観光客が近年大幅に増えており，本市の活性化に大きく寄与しているところです。</p> <p>しかしながら，観光客が持ち込んだエサ等によって，うさぎの個体数が増加した結果，うさぎ同士のけんかによってけがを負ったり，食べきれず島内に放置されたエサが腐敗することで島内の環境が悪化するといった課題もあります。</p> <p>現在，島の管理者である環境省を中心に休暇村大久野島や竹原市に加え，関連事業者，地域住民代表者，うさぎの愛好家等を交えた会議において，課題等についての情報共有を図り，課題解決に向けた対応策を協議しているところであります。</p> <p>これまで，うさぎのエサやりのルールづくりや，うさぎの食べ残しの持ち帰りを呼びかける活動などを実施しており，引き続き，関係者と協議しながら対応策を検討するとともに，今回のご意見についても，同会議で共有させていただきたいと思えます。</p> <p>本市といたしましても，大久野島を訪れ楽しんでいただくためルールを周知する等，大久野島及び竹原を訪れる皆様に「行ってみたい」「また訪れたい」と思ってもらえるよう，様々な取組を関係機関と連携して進めてまいりますので，ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。</p>
担当課	産業振興課，市民課